

2 用途区分通達4-1-2の自動車

車体の形状	構 造 要 件	留意事項
給水車	<p>国、地方自治体において、災害時等に飲料水を専用に輸送するために使用する自動車であって、次の各号に掲げる構造上の要件を満足しているものをいう。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 飲料水を収容するための物品積載設備を有し、かつ、飲料水を積み込むための適当な大きさの投入口又は飲料水を吸入するためのポンプ及びこれに付帯するホース等を有すること。 2 飲料水を給水するための専用の取り出し口を有すること。 3 緊急自動車である場合には、保安基準第49条の規定に適合する警光灯及びサイレンを有すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・物品積載設備に積載した物品（水）を当該自動車又は乗員等が使用するものは、給水車として取り扱わない。 ・飲料水を収容するための物品積載設備は、積載量を算定するものとする。 ・当該自動車の使用者が、国、地方自治体であることを委任状等の書面により確認を行うものとする。なお、緊急自動車である場合には、道路交通法施行令第13条に基づき、公安委員会から緊急自動車として指定されていること又は指定申請済みであることを証する書面の写しの提出を求めるものとする。 ・当該自動車の所有者が給水車（緊急自動車を除く。）として道路運送車両法第71条に規定する予備検査を受ける場合においては、交付申請時に国、地方自治体が使用者であることを委任状等の書面により確認を行うものとする。